

屋外広告物の安全性確保に向けて

本年8月台風10号の本県接近に伴い高須地区において、金属製の大型看板が強風を受け、隣接する駐車場に落下しました。

本市では、平成10年に屋外広告物条例を施行しました。この条例では、屋外広告物の許可、禁止広告物、禁止物件、禁止地域等の指定、屋外広告業登録等

無許可広告物への警告は行っているのか。

違反が疑われる広告物については、平成28年度から調査を実施しているが、対象の多さ

に加え、許可基準の高さや幅、表示面積の確認が困難であるため、時間を要している。

今年度から調査内容を精査し、広告物の店舗と広告主へ通知文書を送付し、適正な手続きをとるように指導することとした。

無地の看板は屋外広告物に該当しないことから、本市から安全点検に関する指導を行うことはできないが、その維持管理については、所有者や維持管理責任者に義務があるため、今後とも除却届が出された機会を利用するなど、点検や維持管理の必要性などの啓発活動に継続して取り組んでいく。

現地調査の結果、指導が必要な物件については、南国バイパスや土佐道路などの幹線道路沿いの広告物から順次当該広告主に対して適正な手続きをとるよう通知することとし、今般のような事故が発生しないように、指導を強化していく。

9月定例会で可決した主な議案

- 災害修正を備えるための改正を行う
- 市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する
- 陸上競技場トラック等改良工事請負契約締結
- 市長等に関する条例の特例



また、これまでも高知県屋外広告美術協同組合との会合やイベントなどの場において、許可申請および点検の必要性などに

第471回臨時会



8月5日に臨時会を開催し、市長からヨネッツこちらの指定管理者の指定に関する議案が提出され、全員賛成で可決しました。

ついて啓発しており、今後も設置業者に対しても継続して取り組んでいく。